

12月定例会付託議案審査

議第137号「財産の処分について」

【要旨】幸崎能地漁港改修事業に伴う造成地を売却するため、財産を処分することについて、議会の議決を求めるもの。

【主な質疑の内容】

問 売却処分される造成地の今後の使用目的は。

答 今治造船社員の住宅用地としての計画があるが、当面は社員の駐車場として活用したいと伺っている。

議第139号「三原市道の駅の指定管理者の指定について」

【要旨】「三原市道の駅」の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるもの。

問 地元地域が利用しやすい道の駅の運用を検討して頂きたい。

答 地元の有効活用は望ましいことである。公共施設上、使用にあたっては一定のルールがある

が、利用者のニーズを把握しながら、指定管理者として柔軟に対応できるような体制を検討していきたい。

問 道の駅をより活性化させるために、バス路線の設定はできないか。

答 市民や観光客と道の駅に距離感があつてはいけないと強く認識している。三原駅前から道の駅にシャトル便などを出して誘客を図るなど、来年の築城450年事業も見据えた取り組みができないか検討している。

問 今後も非公募指定とするのか。

答 指定管理者の大変な企業努力により、黒字で安定した経営となつている。そのため、指定管理料をゼロとし、非公募による指定とした。今後については、向こう3年間の状況等を見定めて、次の更新時点で判断していきたい。

【採決】

採決の結果、議第137号ほか2件について、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決した。

議会広報特別委員会視察報告

平成28年11月16日(17日の日程で、鹿児島県始良市及び霧島市へ議会広報特別委員会が視察に行きました。

始良市では、議会だよりの編集について、編集に携わる議員と意見交換を行いました。本市と編集体制・スケジュールについては、ほぼ同様なものでしたが、紙面のデザイン性、写真の配置、読みやすさの工夫、一般質問原稿の市民への示し方が参考になりました。

霧島市では、特別委員会ではなく常任委員会として設置されており、広報及び広聴のあり方についても意見交換を行いました。一方的な情報発信だけでなく、「議員と語ろう会」の開催など市民と議員の接点を広げ、より市政運営に興味を持ってもら

えるよう活動されておられ、参考になる事例がたくさんありました。また、フェイスブックなどのソーシャルメディアでの広報広聴のあり方についても、研究を進めておられました。本事例を参考に、本市議会においても、議会広報誌のあり方及び広報広聴のあり方について調査研究を行い、市民によりわかりやすく、興味深い議会となるよう探求していきます。



霧島市議会だより



始良市議会だより

駅前東館跡地活用調査特別委員会中間報告(要約)

本委員会は、平成26年12月定例会におきまして、駅前東館跡地の活用について、調査・研究を行うため、12人の委員をもって設置されました。当初、市においては、民間による開発を通じて、駅前東館跡地活用の実現を目指しましたが、民間事業者19社に対して行った進出可能性調査などから、現在の社会経済環境下では、地方都市における民間の開発意欲は、事業成立性や採算性などにより依然として低く、民間単独での開発は困難な状況であると判断されました。

そのため、市が一部に集客効果のある公共施設を導入することにより、民間開発を促進し、民間開発事業者が提案する民間施設と公共施設の一体的な整備を行い、中心市街地のにぎわいを創出したいとの考え方が示されました。本委員会は、このような考え方をもとに市から

示された、「駅前東館跡地の活用方針案」に沿って、主に「一部導入する公共施設」、「民間事業者に対して導入を必須とする、または期待する民間施設」及び「事業スキーム」の3点に関して、調査を行っていくことといたしました。

活用方針案において、図書館については、駅前に移転することにより、現在の中央図書館の老朽化及びスペース不足などの課題解決が図られること、利便性の向上により、利用者の増加が期待できることなどを理由に、延床面積を約3千㎡と想定した図書館を整備するとの方針が示されました。

これに対して委員から、図書館では、市が考えるようなにぎわいや活性化につながる意図はないかとする意見があった一方で、駅前への立

## 新斎場建設調査特別委員会中間報告(要約)

地、また、公共交通の結節点への立地の点から、自動車や交通手段としな

い高齢者や学生等に対する利便性の向上、さらに生涯学習の拠点施設としての観点からも、駅前

の図書館は利用頻度が非常に高くなり、にぎわいが期待できるなどの理由から、導入する公共施設として図書館を是とする意見が多数を占めました。

次に、民間事業者に対して導入を必須とする、または期待する民間施設について、活用方針案でホテルを必須条件にする

と参加する民間事業者があらわれない可能性があるため、民間による提案施設とし、市としては必須としない。また、その他の民間施設について

は、人が集まり、にぎわいにつながるという観点から、各種民間施設の提案を募ることとする方針が示されました。

これに対して委員から、民間施設として、日常生活に密着したスパーマーケット機能を持つ物販施設、カフェ等の飲食店、病院、フィット

ネスクラブの導入を期待する意見があり、またホテルを強く期待する意見もありましたが、ホテルを含め、民間施設部分に関しては、民間事業者の提案に委ねるとする意見が多数でありました。

次に、事業スキームについては、土地の所有形態に関しては、土地は売却せず、事業用定期借地権を設定し、民間に貸す、建物の所有形態に関しては、民間事業者が整備後、公共施設部分の床を市が買い取るとの方針が示されました。

これらに対して委員から、建物の所有形態に関して、公共施設部分を市が買い取った場合の財政縮減効果についてただされたところ、市から、公共施設部分の設計・整備費は、買い取った場合で14億円、賃借とした場合は17億円と試算している。この3億円の差は、主に金利部分であり、財政面からは買い取った場合のほうが有利であると考えている、との答弁がありました。

その他多くの質疑応答や意見が交わされ、事業スキームについては、委員会として市の方針案に沿って調査を進めていくことといたしました。

以上の3項目に関する議論を経て、活用方針に対する本委員会での調査内容を踏まえた、実施方針案が市から示されました。この内容に関して、委員から、民間開発事業者からどのような内容が提案されるのかについては、プロポーザルを実施するまでわからないため、多少の不安もあるが、本事業の目的である、人が集まり、にぎわいや活性化につながる民間ならではの提案を期待したいとする意見が出されました。

市から示された内容に対する質疑、委員間での意見交換の結果、実施方針案について、本委員会としては、市の提案どおり了とすることで意見の集約を得ました。

以上、駅前東館跡地活用調査特別委員会の中間報告といたします。

※「スキーム」とは枠組を伴った計画

本委員会は、基本計画案、基本設計案の提示にあわせ、新斎場の機能や設備を中心に、精力的に調査し、協議を重ねてまいりました。委員会での検討内容や意見の集約を報告します。基本計画に係る協議検討については、理事者から、収骨室の出入口を別にし、他の会葬者と交錯しないように設計変更するとともに、直葬は告別室、初七日等の儀式は待合室を柔軟に運用するとの説明がありました。なお、委員が建物北側全てを7mのひさしにする必要性を質問したところ、理事者から、鉄骨構造片持梁形式とRC構造で柱を設置する場合でコスト等を比較すると、トータルでコスト高になり、デザイン性も大きく損なわれるとの答弁がありました。

このほか、多角的に協議・検討を重ね、基本設計案をおおむね了としたが、理事者に対し、本委員会で出された意見等を十分考慮したうえで、実施設計に取りかかることを強く要望しました。

本委員会としては、平成30年度中の新斎場供用開始に向け、保安林解除の課題など諸問題について理事者と共通認識を持つとともに、理事者が今後作成することとなる実施設計に対し、市民の理解と納得が得られるような機能の充実とコストのバランスを意識しながら、三原市における新斎場の課題解決に向けて、引き続き調査検討を行います。

新斎場建設調査特別委員会の中間報告といたします。



新斎場イメージ図